



十務首

庚午五月廿九日

同候也

別紙之通及應接の事兩日申大藏有  
一同意之由詳議有之其相及之度此段相  
候也

辨官  
外務省

大正十一年四月  
限便郵寄贈



114  
A 674



[Blank lined area for writing]

本年五月廿七日 駐英公使館譯和務卿回國  
公使正應接書之內

一 橫濱之通用格幣字分程之原  
札之書取居之取之口取之取之取  
二 向取書

一、あると云れ上海を去るを台に取入れ  
に所の積込をいふあるは國に積幣  
をどのより買入る者なりと云ふ者あり  
千五百あるは買入る者なり一所の十あるは  
三枚買入る或由枚を買入るに及  
に既に一々年ある者あり事あり  
三、五のり下りた積込ありあるは  
この事あり上海サンフランシスコ

るは製する製造の多し居るは  
承りたは時をたれなり一、枚あり  
積幣と婦人に見ありは買入る

中

右、ある事あり一向に事あり  
早も速く大蔵省に達し別紙に買入る  
積幣製造の事あり是は積幣と  
換りたる何れなるに及ぶ

大藏省斗々多し貨幣を外國  
に交換せしむる重慶事件  
政府は之も十分の付ケ多し  
多後少何故と問ふ事  
一俵の改事向と書生  
立たる二俵定倉として煙草斗  
春の暮人故年之を扱へば未之

平の事  
は乃大の改事向と書生  
るも規則と云ふ事  
も小児の戯れと云ふ事  
制の違一刑部省  
るも扱らざる事  
必ら以死を以て  
其か下と云ふ事

以和種之雜言正正國格幣之四枚寸

二切製

其折見昔友化幣

天皇陛下之貨幣之式

形之守之流下之尤之由之格幣之式

之政府之守之守之内外人之扱扱之由之

刑部省之守之守之由之守之守之守之守之

守之守之守之守之守之守之守之守之守之

我國內之規則向由之也 昨今之儀之是也

一守之規律 亦之守之守之守之守之守之

守之三條 守之守之守之守之守之守之

守之守之守之守之守之守之

守之守之

夕務省